

<報道発表資料>

令和8年8月19日

京都市監査事務局

新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置）

業務委託契約の締結等に係る住民監査請求の監査結果の公表

地方自治法第242条第5項の規定により、京都市監査委員が実施した監査の結果について、お知らせします。

1 概要

- (1) 請 求 日 令和8年6月24日（水）
- (2) 請求人の数 1名
- (3) 請 求 内 容

京都市が公益財団法人京都高度技術研究所（以下「ASTEM」という。）との間で締結した令和4年度から令和7年度までにおける新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置）に関する業務委託契約（以下「本件契約」という。）について、委託料の積算が妥当でないこと、事務補助員の事務が随意契約事由に該当せず、また、労働関連法規に違反すること、変更契約及び会計報告時に一般管理費が大幅に増額されていること等の疑義があることから、本件契約の締結及びそれに伴う委託料の支出が違法又は不当な財務会計上の行為に当たるとして、是正措置を求めるもの

2 監査委員の判断

棄却・一部却下

3 一部却下理由の要旨（令和7年6月23日以前の支出に係る部分について）

- (1) 地方自治法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関及び職員による財務会計上の行為について、たとえ違法又は不当な行為であったとしても、いつまでも住民監査請求又は住民訴訟の対象となり続けることが法的安定性を損なうため、当該行為があった日又は終わった日から1年という監査請求の期間制限を設けているところ、同項ただし書により、「正当な理由」がある場合には、例外として1年を経過した後も監査請求をすることが認められている。
- (2) 本件請求においては、令和7年6月23日以前になされた本件契約の締結及びそれに伴う委託料の支出に係る部分は、請求日時点において既に1年を経過していること

から、当該部分について「正当な理由」が認められるかが問題となるが、請求書の記載内容等を総合すると、請求人は、遅くとも令和7年11月4日頃には監査請求をするに足りる程度に本件契約の締結及びそれに伴う委託料の支出の存在及び内容を知ることができたにもかかわらず、当該時点から「相当な期間内」（判例によるとおおむね2か月程度）に住民監査請求をしなかったことから、当該部分については、「正当な理由」が認められないとして、請求を却下し、請求日時点において1年を経過していない、令和7年度における本件契約（以下「令和7年度本件契約」という。）に係る委託料（後期分）の支出及び令和7年度本件契約の変更契約（以下「本件変更契約」という。）の締結のみを監査対象とした。

4 棄却理由の要旨（令和7年6月24日以降の支出に係る部分について）

(1) 論点整理

請求人は、令和7年度本件契約及び本件変更契約について、次の点を問題としているものと解されるから、これらについて以下検討する。

ア 令和7年度本件契約について

- (ア) インキュベーションマネージャー（以下「IM」という。）の人件費相当額が実際のIMの給与より高く見積もられており、委託料の積算が妥当でないこと。
- (イ) 事務補助員の業務は単純な事務作業であり、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項第2号に定める随意契約が認められる場合に該当しないこと。
- (ウ) 事務補助員が独立行政法人中小機構基盤整備機構（以下「機構」という。）の指示を受けていることから、労働者派遣法違反の疑いがあること。

イ 本件変更契約について

変更見積書の見積金額において、一般管理費の金額が、当初見積書の金額から大幅に増額されていること。

(2) 令和7年度本件契約に係る委託料（後期分）の支出について

ア 判断の枠組み

令和7年度本件契約に係る委託料（後期分）の支出は、令和7年度本件契約における債務の履行として行われたものである。そして、債務の履行として行う支出命令が違法となるのは、①支出負担行為たる契約が私法上無効であるか、又は②契約が違法に締結され、さらに普通地方公共団体が当該契約の取消権又は解除権を有しているときやその契約が客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があるときに限られるものと解される（最高裁平成20年1月18日第二小法廷判決及び同裁判所平成25年3月28日第一小法廷判決参照）。

したがって、令和7年度本件契約に係る委託料（後期分）の支出の違法性又は不当性については、前提となる令和7年度契約が私法上無効であるとする事情及び違法

に締結されたとする事情の有無について検討すべきである。

イ 見積時における IM の人件費相当額と実際の IM の給与の相違について

令和 7 年度本件契約に係る委託料については、委託業務の履行に際し受託者が支出した実際の経費によってその金額が左右される性質のものではないことから、見積金額における IM の人件費相当額が、実際に ASTEM から支払われた給与よりも高かったとしても、直ちに委託料の積算が不合理となるものではない。また、当初見積書における IM の人件費相当額も、業務の専門性や民間給与との比較等から、少なくとも不当に高額であるとまでは認められない。

ウ 令和 7 年度本件契約における随意契約事由の有無について

令和 7 年度本件契約については、本件委託業務が、関係機関の連携体制を前提とし、ASTEM が中核的支援機関として位置付けられていることや業務の性質上、実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、随意契約によることとした京都市の判断に裁量権の逸脱・濫用は認められない。請求人は事務補助員の業務が単純な事務作業であると指摘するが、事務補助員の業務は本件委託業務の一部に過ぎず、また、事務補助員の業務内容は IM の業務との関連性が高いと言えるものであり、本件委託業務から切り離すことが合理的と言うこともできないから、このことをもって随意契約事由が認められないと言うことはできない。

エ 事務補助員に関する労働関連法規違反について

請求人は、本件委託業務に従事する事務補助員について、当該事務補助員は、実質的には本件委託業務を実施する施設を整備・運営する機構の指示で作業を行っていることから、実質的な労働者派遣に当たり、労働者派遣法に違反すると主張するが、請求書、事実証明書、本件監査において収集した資料並びに関係職員及び関係人の説明事項からは、事務補助員が業務の遂行に当たって機構から直接の指揮命令を受けているといった事実はいかなるものから、請求人の主張を採用することはできない。

オ 小括

以上のとおり、令和 7 年度本件契約について、私法上無効であるとする事情や違法に締結されたとする事情が存するとは認められないから、その委託料（後期分）の支出についても、違法又は不当であるとは認められない。

(3) 本件変更契約の締結について

ア 前提

令和 7 年度本件契約に係る委託料は、契約締結時に金額が確定しており、契約内容の不適合が生じない限りは、事後的に変更されるべき性質のものではない。

イ 各変更内容の評価

本件変更契約は、欠員が生じた事務補助員の人件費相当額を減額する申出に基づき締結されたものであるが、変更見積書によると、当該事務補助員の人件費相当額以

外にも、その他の事務補助員及び IM の人件費相当額と請求人が指摘する一般管理費が当初見積書における見積金額から変動している。

これらの各費目の変更内容について検討したところ、その他の事務補助員及び IM の人件費相当額の減額と一般管理費の増額については、いずれも実際に支出した経費額に合わせて見積内訳を修正した趣旨であることがうかがえ、それらの変更内容が契約内容の不適合に基づくものとは認められないことから、減額変更及び増額変更をすべき法的理由が認め難いものであるが、これらの増額分と減額分は同額であり、委託料の総額において相殺されている。そのため、委託料の総額として見れば、欠員が生じた期間に係る事務補助員人件費相当額分のみが契約金額から減額された形となっている。そうすると、本件変更契約の締結によって、少なくとも京都市に財産的損害が発生するものとは認められない。

ウ 小括

したがって、本件変更契約の締結は、裁量権の逸脱・濫用があるとは言えず、違法又は不当な財務会計上の行為には当たらない。

(4) 結論

以上のとおり、令和 7 年度本件契約に係る委託料（後期分）の支出及び本件変更契約の締結は違法又は不当な財務会計上の行為であるとは言えない。よって、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

6 監査結果通知・公表

令和 8 年 8 月 19 日（水）

詳細は、京都市情報館ホームページ（市政情報－監査－監査等の実施状況－住民監査請求監査）に、監査結果公表文（PDF 形式）を掲載しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kansa/page/0000145307.html>

<お問合せ先>

京都市監査事務局

電話：075－708－2732